

145. スペインにおける 1956 年土地法の制定過程とその内容に関する基礎的研究

Basic Analysis of the process of formulation and the content of Land Use Management and Urban Planning

阿部大輔
Daisuke Abe

This paper reviews the process of enactment of the first comprehensive planning legislation in Spain, the Land Use Management and Urban Planning Act of 1956, and examines some technical aspects. The 1956 law integrated the previous planning controls and established the two fundamental instruments as planning framework: General Municipal Plan, of which municipalities with more than 50000 inhabitants classify their land into three categories, and the Partial Plan which would be prepared to develop the urban land. This law can be said to be the milestone in that it tried to define the function of land property for the first time to avoid the real estate speculation by means of the action system.

Keywords: スペイン、1956 年土地法、市町村総合計画、事業実施制度

Spain, Land Use Management and Urban Planning Act of 1956, General Municipal Plan, Action system

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

本稿は、1956 年にスペインで初めて誕生した包括的な都市計画制度である「土地規制および市街地整備に関する法律」⁽¹⁾の成立の背景を整理し、規制の内容および手法を分析することで、そこで狙われた意図および限界について明らかにすることを目的とする。

単純に土地法と呼称されることが多いこの法律は⁽²⁾、1975 年、1990 年、1998 年の三度の改正を経ながら、現在に至るまでスペインにおけるあらゆる都市計画関連法の根幹となっている⁽³⁾。スペインは欧州諸国の中で「特に土地の個人所有率が高い国」⁽⁴⁾として知られている。そこで展開された都市計画法を跡付けることは、同様に個人所有率が高いわが国の土地政策に何らかの示唆を得る上で重要であると考えられる。

わが国におけるスペインの都市計画に関する既往研究としては、スペイン植民地法を分析した加嶋^{1,2)}、バルセロナ旧市街の再開発事業の過程と内容を分析した阿部^{3,4)}などが挙げられるが、近代都市計画法についてはまだ研究の蓄積を見ていない。また、英語圏の文献に関しては、主に 1975 年の土地法改正以降の状況について述べたもの^{5,6)}があるが、スペイン近代都市計画の源流である 19 世紀後半の状況、そして最初の都市計画法である 1956 年土地法に関する情報には乏しい。スペイン国内における既往研究に関して⁽⁵⁾、都市法の通史⁷⁾や都市計画史^{8,9)}、文化財保護史¹⁰⁾、土地法作成の中心人物の回顧録¹¹⁾において、本稿が着目する 1956 年土地法の制定過程について触れられているが、その全容把握を試みたものはない。

(2) 分析の対象範囲と研究方法

スペインでは 1975 年の民主化以降、次第に分権化が進展し、現在では各自治州でそれぞれの都市計画法が整備されつつある。こうした状況に鑑みると、都市計画法の理念は独裁政権前後で大きく変化していると考えられる。したが

って、現在蓄積のないスペインの都市計画制度の研究を開始するにあたり、まずは 19 世紀後半から 1975 年の土地法の修正までの範囲を対象とすることが肝要である。

研究の方法は、1956 年土地法の公式文書¹³⁾および関連文献資料の読解に依拠する。本稿では、まず 2 章～4 章で土地法に先行する全国レベルの都市計画関連法制度を取り上げ、その展開過程を整理する。5 章で、土地法の内容構成を概観し、その意図について考察を深める。6 章で、本論で得られた知見をまとめる。なお、用語について、本文中では原語訳を用い、註釈に原語を示した⁽⁶⁾。

2. 19 世紀における都市計画法制度

イルデフォンソ・セルダによってバルセロナ拡張計画が作成された 19 世紀中葉は、工業化に伴う急激な人口増加に対応するために、中世以来の城壁を越えた都市域の拡張が要請された時代であった。

都市の成長を秩序付けながら、当時の焦眉の課題であった住宅建設を促進する解決策として提案されたのは、不整形な形態の歴史的市街地の外側に広がる、均質的で厳格に定義されたエンサンチェ⁽⁷⁾と呼ばれる新市街であった。

当時、拡張計画はマドリッドで 1857 年に、バルセロナで 1859 年に、ビルバオで 1861 年に、サン・セバスチャンで 1864 年に策定されており、それらの議論を踏まえ 1864 年に「新市街地建設法」⁽⁸⁾が制定された。これは新市街地における公共空間の創出を目的に、近い将来開発が見込まれる地域における新たな拡張計画に際して強制土地収用権を適用するものであった。

1879 年には新たに強制土地収用法⁽⁹⁾が制定される。既成市街地の整備に関して、土地収用に関する内容が明確に打ち出された⁽¹⁰⁾。敷地のみが収用の対象となるのではなく、敷地に接した街路 20m 分の土地も対象となる、超過収用が適用された。近隣敷地の地価の増価分をいかにして財源へと取り込むかが大きな狙いとされていた。しかし、地権者

に対する補償の仕組みが不十分だったのに加えて、法律の適用範囲が限定されていたため、全面的な土地収用は実現を見なかった。

新市街建設の主題は、あくまで都市の成長の促進に置かれていた。衰退していた歴史的市街地の問題（特に衛生面や機能面の問題）は関心の埒外に置かれたままであった。初期の工業化に伴って増大する労働者階級のための住居に対する要請や、新市街の外側に位置し都市化が進行していた村落の整備も放置されたままであった。これにより、広い範囲に及ぶ都市問題に対処できない新市街拡張事業の限界が明らかになった。

これを受けて 1895 年に制定された「大都市における再開発、公衆衛生ならびに住環境の改善に関する特別法」⁽¹¹⁾は、人口 3 万人以上の市町村に対して、旧市街・新市街の両方を視野に入れたプランの作成を義務付けるものであり、①収用の範囲を 20m から 50m に変更し、②補償の対象を住宅・商業・工業にまで拡張する、などの修正が行われた。土地収用に関しては、土地所有者が道路の譲渡に応じない場合には、新設道路からのアクセス部分の土地を強制収用できることを明記していた。

19 世紀末には、このように市街地拡張の計画技術の都市の環境改善に対する限界が認められ、既成市街地の再整備のための法的基盤が整いつつあった。とはいえ、19 世紀末から 20 世紀前半にかけて旧市街において断続的に実施された再開発は、小規模地区を容赦なく取り壊して広幅員の直線道路を通す、刷新的性格を有するものであった⁽¹²⁾。

3．1924 年市町村条例と都市問題の広がり

20 世紀初期は衛生に対する関心が高かった時代であり、それに符合する形で衛生に関する一連の法規制が展開された。たとえば 1904 年の「衛生に関する総合指針」⁽¹³⁾や 1910 年の「迷惑行為に対する市町村指導要綱」⁽¹⁴⁾、1920 年の中央政府ならびに州における衛生委員会の創設が挙げられる。これらはいずれもゾーニングやガイドラインを制定し、住宅や工場の衛生環境改善のために上下水道に関する規制をかけるものであった。

都市部における財源確保に関しては、1893 年の段階ですでに都市部と農村部で地租を区別するという手段が確保されていた。特別税を課すことで農村部の環境を保全するための枠組みが法的に確立されていたのである。特別税は、敷地そのものに加えて地価の増価分に対しても課せられた。

1924 年の「市町村条例および事業・サービス・市町村の財産に関する法規」⁽¹⁵⁾は、1956 年の土地法制定までの都市計画関連法の雛型となった。これは財源確保の問題とスラム地区に代表される劣悪な住環境・公衆衛生の問題を統括し組み入れたものだった。この条例は市町村の自治権を尊重し、市町村独自の制度の確立を推し進めるものだった⁽¹⁶⁾。

これまでの都市の形態・構造を新たに再編する試みであった拡張計画に始まる一連の法制化の流れは、同様の計画の際に必要な開発許可という仕組みを導入することに

なった。これにより、工場やその他の都市における活動に対する規制の枠組みが、不便かつ不潔で環境の劣悪な地域の環境改善を目指して形成されたのである。

ただし市町村条例は建築形態を規制し、衛生改善に大きく貢献したものの、あくまで建築レベルの規制に留まり、郊外化による周縁地区の環境問題など、広がりを見せる都市問題に対応できなかった。そうした都市問題は、「市町村」の枠を超えて対応されるべきものであったが、依然として、「エンサンチェ」「市街地改造」「衛生改善」といった個別対応がとられるに過ぎなかった。市域全体および隣接する領域を対象とする総合計画が欠如していたため、歴史的市街地と新市街以外では、市町村は建設行為を規制することができなかったのである。その間、郊外部では土地の投機が盛んに行われ、計画を伴わない事業が無秩序に進行する事態となった。

しかし、1930 年代前半には、法律の枠を超えて、市町村独自にいくつかのプランが検討された。代表例が、第二共和国時代のバルセロナで、都市計画の新たな潮流を生み出すことになった 1932 年の GATCPC⁽¹⁷⁾による「地域計画案」である。一方マドリッドでは、1934 年にセクンディノ・スアソによって、後にマドリッド総合計画として結実するプランの基本指針が提示された。

4．総合計画作成の試行と建築総合指導局の設立

しかし、こうした市町村独自のプランは内戦を機に頓挫を余儀なくされた。内戦で疲弊した全国の都市の再建プランの作成が急務とされ、1939 年に行政省の中に建築総合指導局⁽¹⁸⁾が設立された。建築総合指導局はマドリッド再建委員会とともに、1939～41 年にかけてマドリッド総合計画を作成した後、1942 年にはギブスコア県議会と県計画策定のための協定を結んだ。これは都市レベルを超えて地域レベルに都市整備を持ち込んだ最初のプランであり、1944 年の勅令によって最初の県委員会が創設された。

都市全域をプランの対象に捉え、諮問機関として県委員会を設置するというモデルは、直ちに他都市に適用された。この時期に策定された一連の総合計画（表 1）は、同様の委員会が基点となっていた。

同時期に、行政省の指導の下、都市計画行政に影響を及ぼす 2 つの法律が制定された。1945 年の「土地整備法」⁽¹⁹⁾と 1945 年の「地方行政基本法」⁽²⁰⁾である。土地整備法は、土地投機の回避を意図したもので、全国の土地を台帳に登録し、開発に指定されている土地における建設を強制した。地方行政法は、全市町村に行政領域全体を対象とした市街化計画の作成を義務付けた⁽²¹⁾。

しかし、いずれの法律とも、技術的に不可能な義務が設定されていた。たとえば、3 年という期間で計画図面を作成しなければならないと定められたが、当時の市町村の大部分は、それを遂行するだけの力量を有していなかった⁽²²⁾。

そのため、各市町村は総合都市計画策定のための独自の特別法を別個に制定しなければならなかった。総合計画は

マドリッドで1946年、ビルバオで1946年、バレンシアで1946年、バルセロナで1953年に制定された(表-1)。

なお、土地法制定時点で、建築総合指導局が携わった計画は、県計画が1、群レベルの計画が3、総合計画が62に上った⁽²³⁾。

表-1 土地法制定までに作成された主な市町村総合計画

年	都市	年	都市
1942	サモラ	1950	アルメリア
	トレド		カディス
1943	クエンカ	1951	グラナダ
	マジョルカ		バダホス
	サラゴサ	1952	アルバセーテ
1944	セビーリャ		カステジョン
	ビゴ		ラス・パルマス
	マドリッド(註-1)		バルセロナ(註-2)
1946	ビルバオ	1953	ハエン
	バレンシア		オビエド
1947	ヒホン		ボンテベドラ
	ウエルバ		ロルカ
1948	ソリア	1954	ビトリア
	ラ・コルーニャ	1955	アルヘシラス
1949	メリダ		アビレス
	セウタ		ジローナ
	ムルシア		ラ・リネア
1950	サン・セバスチアン		オレンセ
	マラガ		サンタンデル

(文献8)、9より筆者作成(註-1) 草案の作成は1941年。作成者の名前からビダゴール計画と呼ばれていた。(註-2) 正式名称は、「バルセロナとその影響を受ける周辺地域における物的環境整備に関する計画」。

1949年には、建築総合指導局の中に国立都市計画本部⁽²⁴⁾が創設された。各都市の総合計画作成に直接的、間接的に関わる中で、全国レベルの包括的な都市計画制度制定の必要性を感じ始めていたペドロ・ビダゴールをリーダーとする研究チームが組織され、それまでの経験を生かしつつ、土地法の素案が検討されることとなった⁽²⁵⁾。案の作成に際して、欧州他国の都市計画法、特にイタリアの1942年都市計画法、イギリスの1947年都市農村計画法を参考に進められた⁽²⁶⁾。

まず、1951年2月に、序文、5部、22章、合計74の条項からなる草案が作成された。集中的に分析されたのは、「土地規制」と「市街地整備」についてであり、この名称は1956年の土地法にそのまま受け継がれている。

草案において、着手されるべき土地問題として、①土地投機によって都市開発の適切な実施が困難になっていること、②土地の適切な評価基準が不在であること、③新規の開発に関して適切で合理的な区画整理が担保されていないこと、④開発利益と所有者の負担の配分のための法的基準が不明確であること、が指摘された。

つまり、土地法の制定は、「不可侵の権利としての」⁽²⁷⁾土地所有権に関する規定の根源的な改正の必要性に裏打ちされたものであり、原則的に都市開発に伴う土地の増価分の回収に焦点を当てるものであった。

もう一つの関心である市街地整備について、県都および人口5万人以上のすべての市町村は総合計画を立案することにより都市開発を進めるとされた。また、各市町村で定められた総合計画の内容は、部分計画を用いて実行に移すとされた。部分計画において、建築規定が導入されることが提案された。これはそれ以前のいくつかの先進市町村の試みを法律文書として認めていくものであった。

その後、1953年に正式な草案として承認され、技術的内容を大幅に加えながら、1956年5月12日に「土地規制および市街地整備に関する法律」として制定された。

5. 1956年土地法

1956年土地法は、序文、7部、24章、合計228条項から構成されている(表-2)。

4章までで見たように、土地法が策定されるまで、スペインにおける都市計画は、それまでのいくつかの部分的な法規制によって個別的に規定されているに過ぎなかった。こうした状況に直面して、土地法はまず「プランの優位性」を導入した。つまり、プランを「すべての都市開発における必要不可欠で根本的な基礎」として位置づけ、「一度承認されれば、それは公的なものであり、実行されるものであり、義務的なものであることを定めた」⁽²⁸⁾のであった。

以下、本稿の目的に照らし、表-2に示した第1部～第4部、および第6部について、その内容を考察していく。

(1) 法定都市計画の枠組み

土地法は、第1部において、計画の枠組みとして、①全国計画(第7条)および県計画(第8条)、②市町村総合計画(第9条)、③開発の実行手法としての部分計画(第10条)、④文化財保護や観光などの特殊具体的な課題に対応する特別計画(第14条～20条)という4段階の計画体系を設定した。

特に重要なのは、すでに草案の段階で法制度の核となるべきとされていた、②の総合計画である。第9条によれば、総合計画は、「都市のプログラムにおける必要性にしたがって、地域をゾーンおよび目的別に区分すること」「オープンスペースの体系」「代表的な都心部および建造物、公的な目的に資する施設の状況」「交通網の路線と特徴」「農村区域における建設に関する規制を適用するために、都市域を設定すること」を要件とする、計画文書であった。

そして③の部分計画は、総合計画で定められた地区において、建築物の詳細な形態や土地利用を規定する手法として位置づけられた。

④の特別計画は、文化的に価値の高い歴史的環境や自然環境を保護するために策定されるが(第14条)、あくまで任意的なものであり(第13条)、総合計画や部分計画とは性格を異にするものであると考えられる。また、対象とされたのは歴史的庭園や点的な建造物、あるいは大きな広がりを持つ自然環境などであり、歴史的市街地に代表される、都心部の建造物群はあまり重要視されていなかったと読み取ることができるだろう。

表－2 1956 年土地法の内容構成

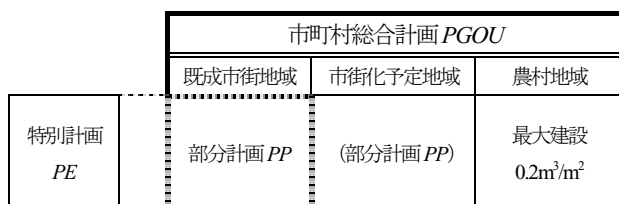
序文	部の内容	章内容	該当条項
1 部	都市計画	第1章 整備計画の種類	第1条～5条
		第2章 プランの作成と承認	第6条～20条
		第3章 プラン承認の効力	第21条～42条
		第4章 補助的都市計画規約	第43条～56条
2 部	土地に関する都市計画的規約	第1章 土地の評価	第57条～60条
		第2章 土地に関する市の財産	第61条～71条
		第3章 区画整理および再区画整備	第72条～76条
		第4章 査定	第77条～84条
3 部	プランの実行	第1章 一般的事項	第85条～101条
		第2章 事業実施制度	第102条～112条
		第3章 管理の形態	第113条～130条
		第4章 建設の促進	第131条～141条
4 部	土地の用途および建設化に関する権限の実行	第1章 建設化への介入と土地の用途	第142条～164条
		第2章 建設化への介入と土地の用途	第165条～174条
5 部	財政管理	第1章 一般的事項	第175条～176条
		第2章 補助金および交付金	第177条～180条
		第3章 徴税	第181条～188条
		第4章 収益	第189条～193条
6 部	指導および管理組織	第1章 一般的事項	第194条～197条
		第2章 中央政府の組織	第198条～200条
		第3章 地方の組織	第201条～206条
7 部	法律上の規定	第1章 申請、法的措置、協定	第207条～212条
		第2章 責務と認可	第213条～216条
		第3章 行政の財源	第217条～221条
		第4章 裁判権について	第222条～228条

法律文書 13)をもとに筆者作成

(2) 土地区分

第2部第62条において、市域のすべての土地は、総合計画において以下に分類されると定められた⁽²⁹⁾ (図－1)。

- ① 既成市街地域：既成市街地および近いうちに開発される見込みの土地。既成市街地域には部分計画が策定される。土地所有者は、街路・公園の譲渡および事業費の負担、区画における建設が義務とされた。
- ② 市街化保留地域：現在は建設行為がなされていないが、将来市街化が見込まれる地域。この地域においては、部分計画策定の義務はない。
- ③ 農村地域：農業・林業などの目的の建設しか認められない地域で、最大でも $0.2\text{m}^3/\text{m}^2$ しか建設できない。これは土地所有者の「最小建設権」⁽³⁰⁾と呼ばれた。



図－1 土地法における計画の枠組みの概念図

(3) 土地評価基準の設定

土地収用の際の投機を回避するために、合計4つの土地評価基準⁽³¹⁾が設定された。それらは、①原始価格（農村地域に対応する。市街地化していない農村部の土地など）、②期待価格（主に、開発が期待される農地が対象。市街化保留地域と農村地域に対応している）、③都市計画価格（容積

率に応じて設定される係数によって決定される。既成市街地域と市街化保留地域に対応する）、④市場価格（既成市街地域に対応する）、である（第86条～89条）。

これらは強制収用の際の評価額のための基準として用いられた。土地所有者の投機に対する動機を抑制するとともに、地価の変動を抑える意図があったと考えられる。

(4) 事業実施制度

プランで決定されたインフラ整備や区画整理などの事業は、「事業実施制度」⁽³²⁾によって実行、管理される。その内容は以下である（第3部2章）。

- ① 協議制度。土地所有者と市町村の間で事業が行われる際に用いられる。土地区画が終了した後

に地権者は建設を行わなければならない（第117条）。市町村は、地権者からの譲渡により生じた費用でインフラや公共施設を整備するとされた。

- ② 収用制度。市町村によってのみ事業が行われる際は、敷地が直接獲得される。土地を収用したら総合計画に即して市町村は開発を行う。
- ③ 補償制度。地権者が主となって事業を行う際に用いられる。地権者に開発の実行の責任を課すもの。対象領域の60%以上の地権者で補償委員会を設立し、出資した額に応じた受益の配分を決定するとともに、市町村に譲渡する土地を特定する。
- ④ 道路の譲渡

街路や公園創出のための土地の強制譲渡あるいは無償譲渡が義務化された⁽³³⁾。開発事業にかかる費用は、開発利益の受益者となる沿道などの土地所有者に全額負担させる、受益者負担の原則が導入された。これは（3）で見た、新たな土地評価基準に基づく、受益と負担の公平な配分であり、セルダがバルセロナ拡張計画の実施にあたって構想していた手法である。

(5) 建設の義務

第4部では、地権者は開発の権利だけでなくプランに沿って建設する義務も負うという原則が盛り込まれた。地権者が正当な理由なしに指定された事業を実施しない場合は、いかなる市民、公共機関、民間業者でも、一定の期間内でそこに建設するという条件のもと、対象地の収用を要求する権利を得ることになる（第146条）。この原則の直接的な狙いが、土地の投機を阻止し、建設目的のために利用可能な土地の供給を増やすことであることは明白であった。

(6) 都市計画関連組織の設立

土地法の実施へ向けて、都市計画関連組織も設立された。国主導の組織としては、新たに住宅省⁽³⁴⁾が1957年に創設された。地域レベルでは、都市計画地方委員会⁽³⁵⁾が設立された(第6部195条)。これらの組織はいずれも地方のプランの承認や都市計画活動の管理を目的にしていた。

市町村の役割は計画の作成および各建設行為に対する建築許可を下すことであった。しかし自由裁量の余地はほとんどなく、厳正な法の適用が求められた。また、県議会が県レベルの都市計画を作成する際には市町村とともに協力しながら進められるとされた。

6. 1956年土地法の特徴と限界

以上で見たように、土地法はスペインにおける最初の近代都市計画法と位置づけることが可能であり、開発を誘導するプランとして総合計画を導入した点で評価できる。総合計画作成は内戦前後から多くの市町村で試みられ、その後法制化へと向かった。土地法制定後は、1960年代だけでも新たに51の総合計画が策定された⁽³⁶⁾。

また、土地法は、土地投機から地権者が得る不当な利益を削減するよう、あるいはそこに市町村が介入できるよう試みるものであった。「土地所有が果たすべき社会的役割」を初めて設定した点で意義深い。

しかし、適用の実際は必ずしも期待されたものではなかった。土地法の適用に関連して、1964年に「強制的建設および市町村土地登録に関する法規」⁽³⁷⁾が、1966年に「土地再配分に関する法規」⁽³⁸⁾が制定されたが、地権者団体の抵抗と大都市への国内移民の急激な増加などの社会状況に押され、土地法の論理とは無関係の法律が次々と承認された。

まず、「住宅計画の実施へ向けた土地の見積もりに関する法律」⁽³⁹⁾が1962年に制定された。1956～1960年にかけて合計55万戸の住宅を整備することを目的に全国住宅計画が策定されたが、その対象地の多くは総合計画不在か、あるいは土地区分が未確定であった⁽⁴⁰⁾。しかし住宅建設を促進するために、開発を行うことを認めたのである。

1963年には「国家的な観光地区に関する法律」⁽⁴¹⁾が承認される。情報・観光省の指導のもと、指定地区での開発が認められた。さらに1970年には「緊急な都市計画実行に関する政令」⁽⁴²⁾が制定され、民間活力を用いた大規模な開発を容易に行えるよう方針が定められ、早速実行に移された。

こうした過程の中で、土地法の理念は骨抜きにされてしまったといえる。つまり、市街地へ介入するための最高のツールとしてプランを捉える都市計画理論と、社会的動向に大きな影響を受ける事業実施の間に、避けがたい溝が存在したのである。

7. まとめと考察

① 19世紀後半に制定された一連の都市法は、いずれも拡張のための基盤整備に留まるものであった。整備にあたっては強制収用が行われたが、その際には超過収用

が適用された。

② 1924年市町村条例は、それまでの法規制を束ね、市町村の自治権を尊重した上で、歴史地区とエンサンチェを対象に環境改善を図った点で重要である。しかし市域全体を対象にする「総合的な」計画が欠如していたため、都市問題に局所的に対処するしか術はなかった。

③ 1864年の新市街建設法から1956年土地法に至るまで、まず先進市町村が都市計画を実践し、後追いの法制度が整備されていく、「プランが法律に先行する」構図が見える。たとえば、マドリッドやバルセロナといった主要都市はいずれも、1950年代前半までに市域全体を対象とする総合計画を作成しており、土地法第9条の要件を設定する際のモデルになったと考えられる。

④ 1956年土地法は、計画の枠組みとして、地域計画、市町村総合計画、部分計画、特別計画を設定した。総合計画は、都市の発展のモデルを視覚的に提示したマスタープランとしての役割を担った。そして開発が行われる各区域において部分計画を立案することで事業を進展させるという方法論が確立された。

⑤ 1960年代に土地法とは独立した一連の個別法が乱立した原因は明らかではないが、一つには1956年土地法が理想主義的であり、当時のスペインの社会状況に適用するにはその方法論が高度すぎたことが考えられる。

⑥ 土地法は、既成市街地において決定された開発を計画通りに遂行するという観点は強いものの、市街化保留区域においては部分計画策定が必須ではないなど、無秩序な都市成長を促進しうる要素がすでに見出せる。

⑦ 土地法の理念もその手法も、いずれも新規開発を主眼に置いていたと考えられる。歴史都心に代表される稠密な既成市街地における適切な事業実施は、この時期には置き去りにされたままであった。また、事業実施制度の対象要件から分かるように、1956年土地法は、基本的には住宅街区の建設に重きを置いており、その意味で都市の拡張を促進する開発主義的な法律であったといえよう。反面、歴史的市街地においては有効な環境整備は滞ったままであった。こうした市街地への対応は法律の改正まで待たなければならなかった。

(謝辞) 本研究に対して、松下国際財団から助成を受けた。また、執筆に際して、カタルーニャ工科大学バルセロナ高等建築学校のJoaquín Sabaté教授に有益な示唆を頂いた。

補注

(1) Ley del Régimen del Suelo y Ordenación Urbana の訳。

(2) たとえば、本稿で参照したいいずれのスペイン語文献も、1956年土地法(Ley del Suelo de 1956)と略記している。

(3) 最新の1998年法は「土地制度および査定に関する法律」(Ley sobre Régimen del Suelo y Valoraciones)を正式名称とする理念法である。

(4) 文献5)、p.5。

(5) MONCLÚS, Francisco Javier: "Planning and history in Spain", *Planning Perspective*, 7, pp.101-105, 1992.によれば、スペインにおいて都市計画史研究が本格的に着手されたのは1970年代に入ってから

らであった。

- (6) 法律名称の訳語について、本稿では初出の訳語には「」を付した上で、補注においてその原語を示すこととする。
- (7) 原語は *Ensanche*。都市の新規開発部分の総称。中規模以上のスペインの都市は、歴史地区の外側にグリッド状の新市街「エンサンチェ」を有するところが多い。
- (8) *Ley de Ensanche* の訳。
- (9) *Ley de Expropiación forzosa* の訳。
- (10) ただし人口 5 万人以下の市町村には適用されなかった。
- (11) *Ley Especial de la Reforma Interior, Saneamiento y Mejora de Poblaciones* の訳。
- (12) 代表例としては、マドリッドのグラン・ビア、グラナダのグラン・ビア、バルセロナのライエターナ通りの整備が挙げられる。
- (13) *Instrucción General de Sanidad* の訳。
- (14) *Orden sobre reglamentos municipales de actividades molestas* の訳。
- (15) *Estatuto Municipal y Reglamento de Obras, Servicios y Bienestar municipales* の訳。以降、市町村条例と略記する。
- (16) 市町村条例の序文によれば、「…市町村は、各々のプランを、果ての無い協会からの報告書に従わせることなく、市街地拡張、都市開発、衛生に関する事業を行うことができるし、そうでなければならぬ」とされていた。文献 10)、p.37。
- (17) *Grup d'Arquitectes i Tècnics Catalans per al Progrés de l'Arquitectura Contemporània* を正式名称とする建築家集団であり、コルビュジェと協働してバルセロナ市街地の改造計画であるマシア計画を発表するなど、スペイン内戦前における建築界に大きな影響を与えた。
- (18) *Dirección General de Arquitectura* の訳。
- (19) *Ley de Ordenación de Solares* の訳。
- (20) *Ley de Bases del Régimen Local* の訳。
- (21) 「すべての市町村において、最大 3 年以内に、既成市街地の再開発、新市街の開発、オープンスペースを含むスプロール地区の衛生および美観の改善を盛り込んだ、市街地化に関する完全なプランが作成されなければならない。本法によって各市町村に示される最低限のサービス施設の建設に関する事業は、このプランにしたがって行われることが不可欠である」(第 16 条)。文献 11)、p.94。
- (22) 文献 11)、op.cit. たとえば、マドリッド再建委員会とマドリッド都市計画委員会は、総合計画の細部を発展させる適切な部分計画の作成のための基礎調査に 12 年以上も投資した。
- (23) 文献 8)、p. 259。
- (24) *Jefatura Nacional de Urbanismo* の訳。
- (25) 文献 11)、p. 96。
- (26) 検討されたのは、イタリア (1942 年)、フランス (1943 年)、ベルギー (1946 年)、イギリス (1947 年)、スウェーデン (1947 年)、ポーランド (1945 年) の都市計画関連法だった。文献 11) p.96。ただし、各国の都市計画法からどのように影響を受けたのかは不明である。今度の研究課題としたい。
- (27) 文献 15)、p.40。
- (28) 文献 14)、pp.139-140。
- (29) 3 種の土地区分の名称は、それぞれ Urbano、Reserva Urbana、Rústico の訳である。
- (30) *derecho mínimo de edificación* の訳。
- (31) *valor inicial, valor expectante, valor urbanístico, valor comercial* の訳。
- (32) *sistemas de actuación* の訳。
- (33) 協議制度と道路の譲渡においては、道路幅の対象となった土地および公園用途の土地の無償譲渡が義務化された。対象となったのは区画の建設可能な面積の 10%であり、公園に面する土地に限っては 15%、公園の周辺 300m の土地に関しては 12%にまでその譲渡面積割合を増やせるとされた。
- (34) *Ministerio de Vivienda* の訳。
- (35) *Comisiones Provinciales de Urbanismo* の訳。
- (36) それらは、バルマ・デ・マジョルカ (1960 年)、ヘレス・デ・ラ・フロンテーラ (1960 年、1969 年)、レオン (1960 年)、ラ・リネア・デ・ラ・コンセプション (1960 年、1969 年)、リナレス (1960 年)、ルゴ (1960 年)、タラゴナ (1960 年)、コルドバ (1961 年)、ソリア (1961 年)、エル・フェオル (1961 年)、ムルシア (1961 年)、カルテヘーナ (1961 年)、カセレス (1961 年)、アルヘシラス (1961 年)、サバデイ (1962 年)、エルチェ (1962 年)、ラス・パルマス (1962 年)、サン・セバスチアン (1962 年)、グアダラハ

- ラ (1962 年)、セビーリャ (1962 年)、カステジョン・デ・ラ・プラーナ (1963 年)、シウダー・レアル (1963 年)、クエンカ (1963 年)、ビトリア (1963 年)、マドリッド (1963 年)、ビルバオ (1964 年)、トレド (1964 年)、セゴビア (1964 年)、マンレサ (1964 年)、オレンセ (1964 年)、ミエレス (1964 年)、ウエルバ (1964 年)、タラッサ (1964 年)、アビラ (1964 年)、ラ・ラグーナ (1965 年)、ラングレオ (1965 年)、テルエル (1965 年)、バダホス (1965 年)、バレンシア (1966 年)、サンティアゴ・デ・コンポステーラ (1966 年)、サラマンカ (1966 年)、ロルカ (1967 年)、オビエド (1967 年)、サン・フェルナンド (1967 年)、ラ・コルーニャ (1968 年)、サラゴサ (1968 年)、ブルゴス (1969 年)、アルヘシラス (1969 年)、ルゴ (1969 年)、であった。プランの修正も含む。
- (37) *Reglamento de Edificación Forzosa y Registro Municipal de Solares* の訳。
- (38) *Reglamento de Reparcelaciones de Suelos* の訳。
- (39) *Ley sobre Valoración de Terrenos Sujetos a Expropiación de los Planes de Vivienda y Urbanismo* の訳。
- (40) 文献 12)、p. 114。
- (41) *Ley de centros y zonas de interés turístico* の訳。
- (42) *Decreto Ley sobre Actuaciones Urbanísticas Urgentes* の訳。

参考文献

- 1) 加嶋章博・古山正雄：「スペイン植民地法に見られる都市計画規範に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、No.35、pp.55-60、2000。
- 2) 加嶋章博・古山正雄：「スペイン植民都市計画法におけるフェリーペ 2 世法とカルロス 2 世法の継続性に関する考察」、日本建築学会計画系論文集、No.554、pp.329-335、2002。
- 3) 阿部大輔・西村幸夫・北沢猛：「バルセロナ旧市街における都市計画の展開に関する研究 ―フィジカル・プランを中心に―」、第 37 回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.541-546、2002。
- 4) 阿部大輔：「バルセロナ旧市街における初動期の都市再生政策の特徴に関する研究」、第 38 回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.589-594、2003。
- 5) BELLIDO Garcia: "European viewpoint: A (r)evolutionary framework for Spanish town planning", *Town and Planning Review*, 62(4), pp.5-8, London, 1991
- 6) KEYES John, MUNT Ian, RIERA Pere: "The Control of Development in Spain", *Town Planning Review*, 64, 1, pp.47-63, London, 1993.
- 7) BASSOL, Martín: *Génesis y evolución del Derecho urbanístico en España (1812-1956)*, Montecorvo, Madrid, 1973.
- 8) TERAN, Fernando. de: *Planeamiento urbano en la España contemporánea. Historia de un proceso imposible*, Barcelona, Gustavo Gili, 1978.
- 9) TERÁN, Fernando. de: *Historia del Urbanismo en España 3 Siglos 19 y 20*, Madrid, Cátedra, 1999.
- 10) FARÍÑA Tojo. José: *La Protección del Patrimonio Urbano Instrumentos Normativos*, Madrid, Ediciones Akal, 2000.
- 11) BIDAGOR, Pedro. Lasarte: "Circunstancias históricas en la gestión de la Ley sobre Régimen del Suelo y Ordenación Urbana de 12 de mayo de 1956," en *Ciudad y Territorio* publicado por el Ministerio de Fomento, Vol.28, No.107-108, pp.91-100, Madrid, 1996.
- 12) PERALES Madueño. Francisco: "La primera reforma de la Ley del Suelo: 1956-1975", en *Ciudad y Territorio* publicado por el Ministerio de Fomento, Vol.28, No.107-108, pp.101-126, Madrid, 1996.
- 13) *Ley de 12 de mayo de 1956 sobre Régimen del Suelo y Ordenación Urbana*, Madrid.
- 14) EZQUIAGA Domínguez, José María: "El planeamiento municipal: evolución, encuadre legal e incidencia de la ley 8/90 sobre reforma del régimen urbanístico y valoraciones del suelo", *La Práctica del Planeamiento: el Plan General*, Las Palmas, 1994.
- 15) AAVV: *La Práctica del Planeamiento Urbanístico*, en Luis MOYA (ed), Madrid, Editorial Síntesis, 1996.